

# 学 則

(令和 4 年 4 月 1 日より施行)

学校法人 一川学園  
専門学校 越生自動車大学校

# 学 則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法 の精神に則り、学校教育法及び関係法令の定めにより、工業系技術者教育を通じて職業人としての有為な人材を育成する。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 越生自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県入間郡越生町上野東 1 丁目 3 番地 2 に置く。

## 第 2 章 課程及び組織、収容定員、修業年限、休業日等

(課程、組織、収容定員及び修業年限)

第 4 条 本校の課程及び組織ならびに修業年限は次の通りとする。

課程	分野	学 科	昼夜の別	総 定 員	入学定員	修業年限	始業及び終業時刻
専門課程	工業	1 級自動車整備科	昼	8 0	2 0	4	別途定める
		1 級自動車整備専攻科	昼	1 0	5	2	
		2 級自動車整備科	昼	6 0	3 0	2	
		情報システム科	昼	2 0	1 0	2	

(学年及び学期)

第 5 条 学年の始期は何れも 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。

学年(学期)、は次の通り区分する。

2 学期制

前 期 4 月 1 日～9 月 3 0 日

後 期 1 0 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次の通りとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 開校記念日 1 1 月 1 4 日
- (4) 春季休業日 4 月 1 日～4 月 7 日
- (5) 夏季休業日 7 月 2 6 日～8 月 3 1 日
- (6) 冬季休業日 1 2 月 2 5 日～1 月 7 日
- (7) 学年末休業日 3 月 2 5 日～3 月 3 1 日
- (8) 土曜日

### 第3章 入学、休学、退学、卒業等

#### (入学資格)

第7条 本校の入学資格は次の通りとする。

##### 1級自動車整備専攻科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業生及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者で、2級ガソリン及び2級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者。(全部免除者となる要件を満たす者を含む、但し入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなければならない)

##### 1級自動車整備科、2級自動車整備科、情報システム科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業生及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者。

#### (入学志願手続)

第8条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書及びその他必要書類に受験料を添え、期日までに提出すること。

#### (入学許可申請手続)

第9条 入学のための選考試験に合格した者は、本校所定の入学手続書類を指定した期日までに、入学金及び定められた納付金を添えて提出し手続きを完了すること。

#### (入学許可)

第10条 入学は、前条の入学許可候補者の手続を完了した者に対して校長が許可する。

#### (転入学)

第10条2 情報システム科への転入学を希望する者がある場合は、学習の進捗が同程度であり、かつやむを得ない事情があると校長が認めた場合には、選考の上許可することができる。

2. その他選考に関する必要事項は、校長が別に定める。

#### (入学手続)

第11条 入学を許可された者は保護者及び保証人連署の上、在学保証書を所定の期日までに提出すること。

2. 前項に規定する保護者は、父母又は近親者で生徒を監督するのに適当な者であること。

3. 第1項の保証人は独立の生計を営む成人であること。

4. 保護者又は保証人が死亡又は前3項に規定する要件を満たさなくなったときは、改めて在学保証書を提出すること。

#### (履修方法)

第11条2 履修方法に関し必要事項は、校長が別に定める。

(学習の評価)

第11条3 学習の評価は、講義については出席状況、授業態度並びに学力試験により、実習については実習報告及び平素の成績により行う。

2. 学力試験は、各科目毎に行う定期試験とし、校長が必要と認めるときは臨時に試験を行うことができる。

(課程修了の認定)

第11条4 各学年の課程の修了は、出席状況と学習の評価に基づいて学年末に認定する。

2. 前項による認定の方法は、校長が別に定める。

(原級留置)

第11条5 各学年の所定の課程を修了することができなかつた生徒について教育上必要があるときは、校長は原級に留め置くことがある。

(退学)

第12条 退学を希望する者は、その理由を明示した退学願に保護者、保証人連署の上、保護者が、学校長に願い出て許可を受けること。

(長期欠席及び休学)

第13条 病気、その他1週間以上欠席する者は、病気による者にあつては医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて保護者から届け出ること。病気その他やむを得ない理由で2ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望する者は、その事由を明記し前記に準じて保護者、保証人連署のうえ、休学願いを提出して校長の許可を得ること。

(復学)

第14条 前項の規定により休学中の生徒が1ヶ年以内に復学を希望するときはその事由を明記し、病気による休学の場合は医師の診断書を添えて保護者及び保証人連署の上、復学願を提出し学校長の許可を得ること。

(出席停止)

第15条 伝染病又はそのおそれがあるとき、その必要があると認めるときは、その生徒に対して学校長は出席停止を命ずることがある。

(欠席、遅刻及び早退)

第16条 病気、その他で欠席、遅刻又は早退するときは、所定の様式により届け出ること。

(卒業)

第17条 平素の成績、出席状況及び定期試験によって本校の全教育を履修したと校長が認めた者に対しては卒業証書を授与する。その場合学納金は完納してあること。

2. 病気、その他やむを得ない理由で定期試験の受験ができなかつたときは必要に応じて追試験を行うことがある。追試験は有料とする。

第18条 1級自動車整備科、1級自動車整備専攻科、2級自動車整備科の卒業生は、国土交通省の定める養成施設の指定により、2年間は自動車整備士に関する実技試験が免除される。

2. 1級自動車整備科、1級自動車整備専攻科の養成の種類は、1級小型自動車整備士とする。

3. 2級自動車整備科の養成の種類は、2級ガソリン自動車整備士、2級ジェゼル自動車整備士及び2級二輪自動車整備士とする。

第18条2 専門課程 2級自動車整備科・情報システム科の卒業者に対し、専門士の付与に関する規定(平成6年6月21日 文部省告示第84号)に基づき、工業専門課程の専門士の称号が与えられる。

#### 第4章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業時間)

第19条 本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

(教職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員

課程	専門課程
教員	8名以上
講師	2名以上
合計	10名以上

(3) 事務職員 2名

(4) 校医 1名

2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

#### 第5章 褒賞・懲戒

(褒賞)

第21条 学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対してはこれを表彰する。

(懲戒)

第22条 生徒の本分に反する行為があったときは、別に定める内規により懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓告、戒告、謹慎、停学、及び退学とする。それらの決定については、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力又は技能がはなはだしく劣等で成業の見込みがないと認められたとき。

(3) 正当な理由もなく、出席常でないとき。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したとき。

(5) 不当な生徒運動に参加した者、又は扇動した者。

4. その他の懲戒については別に定める内規による。

## 第6章 入学金及び授業料

(納付金)

第23条 本校の入学金及び授業料等は次の通りとする。

課程	科名	入学金	施設設備費(年額)	授業料(年額)	実習費(年額)
専門 課程	1級自動車整備科	300,000	250,000	588,000	174,000
	1級自動車整備専攻科	300,000	250,000	468,000	318,000
	2級自動車整備科	300,000	250,000	468,000	270,000
	情報システム科	300,000	250,000	468,000	234,000

2. 入学検定料は、20,000円とする。
3. 校長が必要であると認めた場合、納付金は別途に定めるとおり減免することができる。
4. 授業料、実習費等恒常的な納付金は、1年間を3期に分けて3月、8月、12月に、納入するものとする。
5. 在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに所定の方法で納入すること。
6. 既納の生徒納付金は返還しない。  
ただし、休学期間中は、授業料を免除する。また、退学者については、退学以後の前払い授業料は返金する。
7. 正当な理由なく納付金を3ヶ月以上滞納した生徒に対しては、出席停止又は除籍することがある。

## 第7章 補則

(身上事項の異動の届け出)

第24条 生徒、保護者及び保証人の住所、氏名等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

## 付 則

1. この学則は、昭和37年9月20日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な細則は、設置者及び校長が別に定める。
3. この学則は、昭和58年4月1日から改正施行する。
4. この学則は、昭和62年4月1日から改正施行する。
5. この学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
6. この学則は、平成元年4月1日から改正施行する。
7. この学則は、平成2年4月1日から改正施行する。
8. この学則は、平成3年4月1日から改正施行する。
9. この学則は、平成5年4月1日から改正施行する。
10. この学則は、平成6年4月1日から改正施行する。
11. この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

12. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。  
(高等課程 機械科 平成 7 年度生に係る履修科目及び時間数の変更)
13. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から改正施行する。  
第 2 3 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
14. この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から改正施行する。
15. この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
16. この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 1 3 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
17. この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 1 3 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。  
第 1 8 条及び第 1 8 条 2 第 2 項については平成 1 3 年 3 月 1 6 日から改正施行する。
18. この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 1 5 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による
19. この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
20. 高等課程廃止については平成 1 8 年 1 0 月 1 日から改正施行する。  
又、専門課程・自動車整備科の名称変更（自動車整備科→二級自動車整備科）については平成 1 9 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 1 9 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
21. この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
22. この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 2 1 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。
23. この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から改正施行する。  
ただし、平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。  
校名変更については、平成 2 2 年 3 月卒業生より適用する。（平成 2 2 年 3 月卒業生は『専門学校 越生自動車大学校』卒業となる。）
24. この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
25. この学則は、平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日から改正施行する。第 1 9 条（教育課程・

授業時間)に定める別表「自動車整備科」については平成21年度入学生から適用する。

26. この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。
27. この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。  
ただし、平成28年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。(第23条 入学金及び授業料)
28. この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。  
(第4条 課程、組織、収容定員及び修業年限)
29. この学則は、平成29年4月1日から改正施行する。
30. この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。  
ただし、令和3年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
31. この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。  
ただし、令和4年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。なお、第18条2については、文部科学省の公示による認定日以降の卒業生から適用とする。